

2023年4月26日

各位

### カードローン契約規定改定のお知らせ

株式会社山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、2023年5月1日より、お客さまの実情を踏まえたより丁寧な対応の観点から、カードローン契約規定を一部改定することをお知らせいたします。同規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいておりますお客さまに対しても適用されます。規定の改定内容、対象となる規定については以下をご参照ください。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 改定内容

カードローン規定の「期限の利益喪失事由」（求償権の事前行使事由）より、「相続の開始」を削除

##### 2. 対象商品

- (1) 山形銀行カードローン
- (2) 山形銀行カードローン「NEO」
- (3) カードローン「サポート」

※ 新規取扱中止商品についても、上記商品と同様に「相続の開始」を期限の利益喪失事由から除外いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
〈やまぎん〉テレフォンセンター：0120-170-585  
受付時間：平日 9:00～17:00  
（土日祝日・年末年始を除きます）  
発信者番号を通知しておかけください。